

## 多可町住宅リフォーム助成事業実施要綱

平成 23 年 1 月 28 日告示第 3 号

(目的)

**第 1 条** この要綱は、本町における地場産業の振興と町内建築業者等が住宅リフォーム工事を施工することにより、技能・技術の継承及び地域経済の活性化を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内建築業者等 多可町内に事業所を有する建築業者等をいう。
- (2) 住宅 自己所有かつ自己居住の用に供する建築物をいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の増築、改築、修繕工事又は住宅の安全性、耐久性、居住性を向上させるための工事をいう。

(交付対象地及び交付対象工事)

**第 3 条** 助成金の交付対象地は、多可町内とし、助成対象工事は別表 1 に定めるところとする。

(助成対象者)

**第 4 条** 助成対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 多可町に住民登録を有し、かつ自らが居住している住宅のリフォーム工事を行う者であること。ただし、リフォーム工事完了後、直ちにこの要件を満たす予定である者を含む。
- (2) 町内建築業者等がリフォーム工事に着手し、事業費 50 万円以上で施工すること。
- (3) 助成を受けようとする者は、当該改修工事について町の他の規程による助成を受けていない、又は受けようとしないものであること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。

(助成金の額等)

**第 5 条** 前条に掲げる助成金の額は、事業費の 100 分の 10 に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、10 万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

**第 6 条** 助成金の交付を申請しようとする者は、工事着手前に次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 多可町住宅リフォーム助成金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 第 4 条の条件を満たすことが証明できる書類
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(助成の決定等)

**第 7 条** 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当

であると認めるときは多可町住宅リフォーム助成事業決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することがある。

（申請内容の変更）

**第8条** 前条の規定により助成決定を受けた者は、当該助成決定を受けた後に事業費及び工期の延長等の変更又は申請を取下げようとするときは、次の書類を町長に提出しなければならない。

（1）多可町住宅リフォーム助成事業変更申請書（様式第3号）

（2）工事変更見積書の写し

（3）その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、第5条の規定に準じ決定を行い、その旨を多可町住宅リフォーム助成事業変更決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

**第9条** 事業者は、工事完了後、速やかに次の書類を町長に提出しなければならない。

（1）多可町住宅リフォーム助成事業実績報告書（様式第5号）

（2）工事費の領収証等の写し

（3）リフォーム箇所の完成写真

（4）その他、町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

**第10条** 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けて助成金の交付を決定した場合は、多可町住宅リフォーム助成金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

**第11条** 町長は、事業者から提出される多可町住宅リフォーム助成金請求書（様式第7号）により助成金を交付する。

2 この要綱に基づく助成金の交付は、当該住宅において1度限りとする。ただし、前項の規定による助成金の交付を受けた後、工事完成日から1年を経過した者は、この限りではない。

（交付決定の取消し）

**第12条** 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を多可町住宅リフォーム助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

**第 13 条** 町長は、前条第 1 項の取消を決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(補則)

**第 14 条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成 23 年 4 月 1 日告示第 21 号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 6 月 20 日告示第 32 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 10 月 4 日告示第 48 号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 28 日告示第 30 号)

この告示は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。ただし、失効の日までに第 6 条の規定による補助金の交付申請をし、補助対象として適当であることの通知を受けた申請者のうち、当該補助対象工事が失効の日を経過して完了し、第 9 条の規定による実績報告をした場合は、失効の日以後 1 年間は効力を有する。

**附 則** (平成 31 年 2 月 7 日告示第 4 号)

この告示は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。ただし、失効の日までに第 6 条の規定による補助金の交付申請をし、補助対象として適当であることの通知を受けた申請者のうち、当該補助対象工事が失効の日を経過して完了し、第 9 条の規定による実績報告をした場合は、失効の日以後 1 年間は効力を有する。

**附 則** (令和 2 年 3 月 2 日告示第 10 号)

この告示は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。ただし、失効の日までに第 6 条の規定による補助金の交付申請をし、補助対象として適当であることの通知を受けた申請者のうち、当該補助対象工事が失効の日を経過して完了し、第 9 条の規定による実績報告をした場合は、失効の日以後 1 年間は効力を有する。

**附 則** (令和 3 年 3 月 31 日告示第 40 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 5 年 3 月 28 日告示第 30 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の多可町住宅リフォーム助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以降の申請に係る補助金の交付から適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月22日告示第123号）  
この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

◆住宅リフォーム助成対象・対象外工事◆ ※下記の工事は一例です。

対 象

リフォーム等の内容	備 考
屋根のふき替・塗装、外壁の張替・塗装など	
部屋の新設・間仕切りの変更	
壁紙や床の張替などの内装工事	
耐震補強・改修工事	
窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
室内の建具等の交換	
外壁、屋根、天井の断熱化工事	
バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
バルコニーや雪止めの設置	
畳の取替え（表替え含む）	
住宅用太陽光発電システムの設置	
下水道への接続工事	

対象外

リフォーム等の内容	備 考
家庭用電化製品などの購入（設置・取付け）のみ	
室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）のみ	増改築や内装工事等と一体であれば可。
電話やインターネットの配線工事	
造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	
住宅の解体工事のみ	
車庫・物置の設置及び増改築（別棟の場合も含む）	
給湯設備機器の設置	その他改修工事と一体であれば可。
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
屋根取合い工事	住居と住居をつなぐ渡り廊下として使用しているスペースの屋根は可。